

## 平成30年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成31年1月30日（水）午後2時00分～3時30分

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：13名

4 議 事

(1) 審議事項

- ・静岡県土地利用基本計画図の一部変更について

(2) 報告事項

- ・森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・太陽光発電設備の適正導入に係る取組について

5 講演

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について」

(国土交通省土地・建設産業局企画課 課長補佐 栗山 達 氏)

6 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1-1】平成30年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料1-2】平成30年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）説明資料
- ・【資料2-1】平成30年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・【資料2-2】平成30年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について 説明資料
- ・【資料3】太陽光発電設備の適正導入に係る取組について
- ・【資料4】所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について
- ・参考資料1 静岡県国土利用計画審議会条例

【司会】 定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第1回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。本日は委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日は、当審議会委員21名のうち、13名の皆様のご出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会開催に当たりまして、政策推進担当部長からご挨拶申し上げます。

【部長】 本日は、会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、昨年度は、第五次の静岡県国土利用計画の一部変更、静岡県土地利用基本計画の改定についてご審議いただきまして、ありがとうございました。おかげをもちまして取りまとめることができました。重ねて御礼申し上げます。

本日の審議会では、静岡県土地利用基本計画図の一部変更について、ご審議をお願いいたします。今回、7件の変更案件が生じてございますので、ご意見をいただきたいと考えております。

また、太陽光発電設備の適正導入に関する取組につきましても、ご報告させていただきます。

さらに、本日は国土交通省土地・建設産業局企画課の栗山課長補佐にお越しいただき、昨年6月に法制化されました「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」をはじめ、所有者不明土地問題に関する国の取組等について、ご講演をいただくこととなっております。

人口減少社会を迎え、本県でも所有者不明土地の更なる増加が懸念されております。このような中で、国の制度等も活用しながら、その増加の防止や円滑な土地の利用等に向けた取組を総合的に進めていく必要がございます。国の取組の詳細を伺うことで、本県の適正な土地利用の推進に活かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、ご専門の立場、そして幅広い見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

【司会】 それでは、ここからの議事進行につきましては、審議会条例の定めにより、原田会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会長】 私は、この審議会の会長を務めさせていただいております袋井市長の原田と

申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日審議する土地利用基本計画図の変更に関しては、県の関係部局が個別法に基づき十分審査しており、実際にはことが決まってしまうものを本審議会で審査する形になっています。しかしながら、本審議会は法律の必置機関であり、法律上審議を経なければいけないとされております。

それから、土地利用をめぐって課題となっている、今日で言うと、太陽光発電設備の適正導入に係る取組や所有者不明土地の利用に関する取組など、深く学んで、ある種の知見を持ち、併せて対応策を検討するべきだと私は思います。

本日は、時間の許す限り、多くの方に発言をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。お手元の次第に沿って進めてまいります。審議事項「静岡県土地利用基本計画図の一部変更」について、事務局から説明をお願いします。

### <静岡県土地利用基本計画図の一部変更について>

【会長】 ありがとうございます。7件の変更案件につきましてご説明がありましたが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】 自然公園地域の変更案件に関し、同地域を縮小しようとするに当たり、生物の多様性の影響がどうなっているかということがこの資料上では議論されていないと思います。また、森林地域の縮小案件につきましても、環境保全対策とは書かれていますが、自然公園地域と同様、生物の多様性については触れていません。この点についてどのように判断されているのか、お聞きします。

【事務局】 今回ご審議いただく自然公園地域の変更案件につきましては、現計画の利用実態と乖離が生じているため変更を行うものです。区域の縮小によって自然環境を悪化させるという視点はなく、10年に1回というサイクルで自然公園地域の利用状況を点検し、現況に合わせて区域の見直しを行います。縮小箇所につきましては、既に宅地等に利用されているところもございまして、自然公園として資質が低いことから、除外しても支障がないと判断しております。

【委員】 県民の立場に立つと地域を縮小することの客観性を明確させる必要があると良いと思います。縮小しても支障はないということですか。

**【事務局】** 自然保護課でございます。

日本平、三保の松原は、もともと景観が良いことで知られておりましたことから、観光振興を目的とした「県立公園」としてスタートした後、県立自然公園条例が制定されたことに伴い、「県立自然公園」になった地域であり、自然環境の部分も含めて非常に優れた地域になっております。自然公園計画の見直しは、基本的には10年というタームで実施しております。

日本平・三保松原県立自然公園の公園計画は、前回、平成16年に見直しを行っており、その後、市街化区域、市街化調整区域等の変更もあり、区域線を現況に併せる対応をしました。自然公園については、自然環境の保全という部分もあるのですが、景観の保全も非常に重要な要素であります。また、今回、エリアを拡大したところに関しましては、三保半島の景観保全の観点から拡大したところが、今回の公園計画変更の主な内容になっておりますので、追加でご説明をさせていただきます。

**【委員】** 保全する区域が増える自然公園の拡大についてはあまり問題にしていらないのですが、縮小する区域が気になって質問しているわけです。また、森林地域の縮小に関して環境保全対策という表現がありながらも、生物の多様性を含めた中でどのような対応をとったかということについて、十分な説明がなかったもので、この点について改めて伺います。

**【事務局】** 自然公園地域の縮小に関しましては、環境保全が図られないということではなくて、今回の変更は、既に住宅地になっている部分等もありましたので、そこは外していったということになります。自然環境に影響があるような部分や、自然が残っている部分を外したというものではないです。

**【事務局】** 森林保全課でございます。林地開発につきましては、森林法に基づいて許可を出しておりますが、この許可要件の1つに環境の保全という項目がございます。これに基づいて審査をして許可をしたということで、この許可基準ですが、森林法の場合は残置森林率、要は事業区域の中でどれだけ森林を残すかということが許可基準になっております。太陽光発電の場合は残置森林率25%以上となっております、これをクリアするかどうかというのが1つの視点になります。希少な動植物の保全につきましては、事業者は県自然環境保全条例に基づいた協定を県と結び、希少種の調査の実施と、希少種がいた場合の保全計画の策定を求め、その結果を添付していただいております。

**【委員】** わかりました。自然公園の環境については、個別の案件として事情をお聞き

したので、このケースについてはわかりましたと申し上げたいと思います。

森林については、今、説明された内容を資料に記載し明確にしておくことが重要であると感じておりますので、今後の見直しをお願いします。

【会長】 ほかにご意見ございますか。どうぞ。

【委員】 今、空き地、空き家が大変問題になっておりますが、人口が更に減少する中、これからの住宅開発というのはなるべく抑制をしなければならないと思います。一方で、新たな開発も必要になると思いますので、開発するのであれば、それ以上に住宅地を抑制するような方向があってしかるべきだと思います。静岡県内における住宅地も人口減少にもかかわらず増え続けているため、5ヘクタール増加するのであれば、5ヘクタールどこかで抑制をしていかないと、ますます結果的に空き家や空き地が増えることになるのではないかと考えています。

今回の審議会でどこまで議論できるのかわかりませんが、そろそろ新たに開発を認めるのであれば、どこかで抑制するようなことをやっていかないといけないと思います。今後の方針を聞かせてください。

【部長】 今回の個別案件は別にしまして、土地利用をどのようにしていくかということで、土地利用の長期ビジョンをつくっていったほうがいいのではないかとということで、県議会でも意見をいただいております。現在、基礎調査を実施しているところでございますので、調査結果がまとまり次第、市町の方との勉強会を開いていきたいと考えております。その中で土地利用を長期的にどのようにしていくかということをしっかり定めていきたいと思っております。

【会長】 この話は総論と各論があると思います。各論については様々な意見があると思いますが、総論の考え方により人口減少時代にこれからどういうふうな方向にするかを決め、詰めていく必要があると思います。

【委員】 立地適正化計画によって、中心部の再開発が行われており、基本的にはコンパクトシティを目指すということだと思うのですが、それであれば近郊の開発はなるべく抑制していかないとはいけません。ただ、現実問題、先ほど総論と各論が違っていると、首長さんにしてみれば何とか1人でも多く人口を増やしたい、あるいは店なり工場を誘致したいとなるとどうしてもなかなか抑制ができない。そこで理想と現実の狭間でご苦労されているのかなと思うのですが、それであればそこは県が、もちろん当然市町のご意見も伺わないといけません、そろそろそういうところを規制じゃないですが、やっていかないと現場

は逆に苦勞するわけですから、そこはぜひ一日も早くやっていただきたいと思います。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろ意見がございましたけれども、今回、7件の一部変更について、これを承認するということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、「意見なし」ということで承りました。

続きまして、報告事項に入ります。森林地域の縮小に係る林地開発許可案件につきまして、事務局から説明をお願いします。

### <林地開発許可案件について>

【会長】 今回の報告についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。また、いずれこの報告事項の案件が審議案件として審議されるわけですね。

【部長】 森林地域の縮小については、県の森林審議会で審議され、林地開発許可が出た案件を報告事項として審議案件の前に説明させていただいております。事業が完了した段階で審議案件としてご審議いただきます。

【会長】 林地開発が完了した段階で審議案件として審議しても議論の余地が少ないということで、報告案件として事前に審議会で説明してもらっているのでご意見やご質問等あったらお伺いします。

【委員】 太陽光発電設備の適正導入に係る県の取組等により大規模設備の設置は難しい状況にはなっているが、規模を小さくすれば設置できてしまうので、そろそろ森林を伐採しての太陽光発電設備というのは、総量規制のような仕組みが必要ではないかと思えます。

常々思うのが、太陽光は基本的に自然に優しいという名目で推進しているわけですが、森林を伐採してまで設置するのはいかがなものかと思っています。しかし、全面的に禁止というつもりはありません。ただ、小規模設備とはいえ、設置が進めば、結果的に県の森林全体が大幅に縮小することになってしまうのではないかと。そろそろ森林を伐採しての太陽光発電というのは総量規制をやっていく必要があると思うのですが、その点はい

かがでしょうか。

【事務局】 森林サイドからお答えします。森林法に基づいて林地開発という制度を運用しており、これは防災、あるいは環境の保全といったことを担保する必要があるという趣旨でできた制度でございますが、個人の財産権という問題がございますので、これをまた一歩進めるとするのが難しいと考えております。

【委員】 個別を見れば確かに問題はないのかと思いますが、ただ、全体を見ますと、森がどんどん切り崩されて太陽光ばかりになる。各論では問題ないのかもしれませんが、総論ではそろそろ問題が出てくるのではないかと思います。法律の壁はあるのかもしれませんが、先ほどの住宅と同じで、そろそろ考えていかないと、結果的にこれは自然にいいことなんだろうかという話が出てくると思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

【会長】 ほかに意見はございますか。どうぞ。

【委員】 太陽光発電等の設備というのは、基本的には事業者からの申請に基づく個別法の許可を経て整備がなされるということであれば、それはそれとして非常に大事なことだと思うのですが、静岡県は森林が多くあり、森林を伐採しての太陽光発電設備をはじめとした開発の総量規制については、皆さんで話し合いを進めてほしいです。それから、森林の開発ということになれば、林業等では当然道が必要になりますので、開発をされる事業者の方々には、接続する道路を適切に整備してほしいと思います。

伊東市における太陽光発電施設の設置に関する案件については、市や周辺住民が反対する旨を表明していることから、県も地域の意向をしっかりと踏まえた上で、今後適切な対応をしていただきたいと思います。

【会長】 ほかにございますか。よろしいですか。

続きまして、「太陽光発電設備の適正導入に係る取組」について事務局から説明をお願いします。

### <太陽光発電設備の適正導入に係る取組について>

【会長】 今の報告につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

【委員】 太陽光発電設備の設置に対し、規制という視点でいつかの取組が出てきたのは非常にいい方向だと感じて、説明を聞いていました。ただ、規制というと、個人の様々

な権利を制限することになるため、限界が出てくるところもあるだろうと思います。そうした中で、政策として取り組まれるのであれば、都市計画でも規制と誘導という2つの方策があるように、太陽光発電において、金銭的な誘導ではなくて、立地における誘導方策というのは考えられないかと感じております。都市計画における手法として、規制と誘導のセットのやり方があるので、規制という考え方と同時に、立地における誘導という視点を導入できないものかどうか、ぜひ検討していただけたらと思っております。

【事務局】 エネルギー政策課です。今、お話しいただきましたように、太陽光発電の導入を誘導するために、県では設置に向けた条件適地を例示し、そのような条件の土地の所有者や適地を把握している方から情報を収集し、県のホームページで発信するという取組も行っております。今回、モデルガイドラインの中で、立地を避けるべきエリアを示しておりますが、逆に適切な土地もあるという情報も積極的に発信していきたいと考えております。

【会長】 適地はあるのですか。

【事務局】 今はあまり情報がありません。

【会長】 環境破壊との兼ね合いさえつければ、あるいは、適地であれば、再生可能エネルギー関連設備の用地として使用すべきだと思います。

【委員】 さらに言うならば、一団のまとまった森林については、環境保全の観点からできるだけ設置を避けるという視点も出していくことが必要だと思います。森林だから全てだめだとはなかなか言えないとは思いますが、ただ、保安林などすでに網かけはされているかもしれませんが、そういった視点でも、前向きな、積極的な誘導方策をさらに進めていただければと思います。

【会長】 ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

以上で今日の予定の議事を全て終了いたしました。

ここで私から事務局へ司会を移させていただきます。

【司会】 ご審議いただきましてありがとうございました。

それでは、続きまして、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法につきまして、国土交通省土地・建設産業局企画課の栗山課長補佐からご講演をいただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

## ＜所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について＞



【司会】 ありがとうございます。それでは、せっかくの機会ですので、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

改めまして、栗山様にお礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、審議会閉会に当たりまして、政策推進担当部長より一言ご挨拶を申し上げます。

【部長】 委員の皆様には、熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。また、会長には円滑な議事運営をしていただきまして、ありがとうございました。

今回、皆様からいろいろなご提案をいただいた部分もございます。特に説明方法、事務改善という部分や、土地利用の問題、それから太陽光発電についての問題等々がございましたので、そちらについても検討を進めていきたいと思っております。

また、国土交通省の栗山課長補佐におかれましては、国の状況等についてご説明いただき、ありがとうございました。

所有者不明土地法につきましては、本県においても今年6月の完全施行に向けまして、関係条例の制定作業を進めるなど、当該事務を円滑に進めるように、今、準備を進めているところでございます。

また、来月には、中部地方整備局に事務局を担っていただき、法務局や政令市に加え、県も参画する中部地区所有者不明土地等に関する連絡協議会が設立されることとなっております。同協議会における相談窓口なども活用させていただきながら、市町を支援してまいりたいと思っております。引き続き、ご指導のほどよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますけれども、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、平成30年度第1回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —